

令和6年度第7回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年10月10日（木）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中22名）内農業委員出席14名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	欠席	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	欠 席	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	欠 席	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	欠席		

5 欠席者 7番高橋 律子委員・16番岩瀬 定雄委員・22番鈴木 正明委員
26番宮内 一郎委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

議 長

————— 午後4時00分開会 —————

それではただいまより、令和6年度第7回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号7番高橋 律子委員・16番岩瀬

定雄委員・22番鈴木 正明委員・26番宮内 一郎委員の4名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号4番 加瀬 芳枝委員

議席番号5番 藤ヶ崎 勘兵衛委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町1139番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,000㎡外1筆合計地積1,544㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線JA出荷場からかもめ大橋方面に500m進み左折し、450m先の右側外です。現在はダイコンの作付けがされていまして、本件の申請理由につきましては、譲渡人は、生活拠点が銚子市から遠方で耕作することが不可能であり、維持管理が困難なためです。譲受人は、自己所有する畑に近く耕作するのに作業効率が良いためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響

はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、塚本町26番、登記簿地目田、現況田、地積449㎡外1筆合計地積1,044㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい小船木町ローソンから北東へ200m進み左折し356号線を左折し200m進み左折した70m先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル180枚、パワコン10台です。工期としては令和6年11月20日から令和6年12月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、

雑排水は排出しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、塚本町 1 7 2 4 番、登記簿地目田、現況田、地積 9 2 8 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かいかもめ大橋信号から 5 5 0 m 先の左側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 6 8 枚、パワコン 1 0 台です。工期としては令和 6 年 1 1 月 2 0 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、猿田町 3 1 1 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 5, 5 5 1 m²の内 1, 5 1 7 m²です。申請の用途は、農業用施設(集出荷調整作業場並びに農業用車両(3 台)及び農業用資材置場)用地です。申請地の場所は、J R 猿田駅から県道銚子旭線を野尻町方面に進み、広域農道の手前右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作された後でした。農地の区分としては、農振農用地内であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されておられません。転用計画につきましては、作業場倉庫 1 棟 3 2 0 m²、農業用車両置場 3 台 7 5 m²、農業用資材置場 1 5 0 m²です。雑排水については、汚水、雑排水はありません。雨水は、地下浸透です。隣接農地は譲渡人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、農振農用地ではありますが、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条の規定による農業振興地域整備計画の土地利用目的を農業用施設用地に変更済であるため、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。

	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 8 番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。 議案第 3 号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 8 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 6 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 6 名。申請の地番・地積は、愛宕町 9 3 0 番 登記簿地目畑、現況畑、地積 3 6 0 m² 外 田 3 筆、畑 2 2 筆、合計地積 1 6, 6 4 8 m²です。その内容ですが、順位 1 番は、新規に 3 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 1 2 筆、合計地積が 3, 6 2 0 m²です。順位 2 番は、新規に 5 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 1, 9 2 6 m²です。順位 3 番から 5 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 6, 1 8 3 m²です。 順位 6 番から 7 番は、継続して 3 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 4 筆、合計地積が 1, 8 4 7 m²です。最後に順位 8 番は、売買により所有権を移転しようとするもので、田 3 筆、合計地積が 3, 0 7 2 m²です。以上順位 1 番から 8 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の5ページから6ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもって、令和6年度第7回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後4時20分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員